

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.17

対 象 手 続			消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書				
年 間 平 均 申 請 件 数			170,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項			消費税法（昭和63年法律108号）第57条第1項第2号				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより消費税の免税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に免税事業者となった旨を届ける手続。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		10	135	3,000 （課税基準年の売上と税額） 課税基準年の売上 80万円 課税基準年の税額 40万円 839	5,000 （課税基準年の売上と税額） 課税基準年の売上 110万円 課税基準年の税額 55万円	14,000 （課税基準年の売上と税額） 課税基準年の売上 368万円 課税基準年の税額 184万円
	目標利用率（％）		0.01％	0.08％	2％ 0.49％	3％	8％
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.18

対 象 手 続		所得税の青色申告承認申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第144条、第166条				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		個人が青色申告の承認を受けようとする場合の手続きで納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	29	97	4,000 （課税基礎額の増減を前提） 課税基礎額の増減 80万円 課税基礎額の増減 40万円 711	6,000 （課税基礎額の増減を前提） 課税基礎額の増減 110万円 課税基礎額の増減 40万円 113万円 課税基礎額の増減 40万円 113万円	16,000 （課税基礎額の増減を前提） 課税基礎額の増減 360万円 課税基礎額の増減 100万円 568万円 課税基礎額の増減 100万円 160万円
	目標利用率（％）	0.01％	0.05％	2％ 0.36％	3％	8％
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.19

対 象 手 続		所得税の青色申告の取りやめ届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第151条第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		青色申告の承認を受けていた方が、青色申告書による申告を取りやめようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	2	20	2,000 （課税基礎等の電算化率を前提） 税理士会員の普及 83万件 税理士会員の普及 83万件 税理士会員の普及 83万件	3,000 （課税基礎等の電算化率を前提） 税理士会員の普及 115万件 税理士会員の普及 115万件 税理士会員の普及 115万件	8,000 （課税基礎等の電算化率を前提） 税理士会員の普及 368万件 税理士会員の普及 368万件 税理士会員の普及 368万件	
	目標利用率（％）	0.01%	0.02%	2% 0.20%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置			-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他			-			-	

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.20

対 象 手 続		個人事業の開廃業届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		400,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第229条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときの手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	11	79	8,000 （課税基礎額の増減を前提） 課税基礎額の増減 80万円 課税基礎額の減減 80万円	12,000 （課税基礎額の増減を前提） 課税基礎額の増減 110万円 課税基礎額の減減 110万円	32,000 （課税基礎額の増減を前提） 課税基礎額の増減 368万円 課税基礎額の減減 168万円
					551		
		目標利用率（％）	0.01%	0.02%	2%	3%	8%
0.14%							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類				-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況				-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置				-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）
シ ス テ ム の 改 善				○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。
広 報 ・ 普 及 活 動				○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）
そ の 他				-			-

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.21

対 象 手 続		青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第2項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	49	127	2,000 （前年度実績の普及率を前提） 12万7千 10万7千 10万7千 778	3,000 （前年度実績の普及率を前提） 13万7千 10万7千 10万7千 112万	8,000 （前年度実績の普及率を前提） 18万7千 10万7千 10万7千 58万
		目標利用率（％）	0.05%	0.13%	2% 0.78%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.22

対 象 手 続		酒類の販売数量等報告書					
年 間 平 均 申 請 件 数		202,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		酒税法（昭和28年法律6号）第47条第4項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		酒類販売業者が1会計年度の酒類の販売数量等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続き。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	48	4,000 （平成18年度実績） 国税庁の発表 31万7千 国税庁の発表 31万7千 260	6,000 （平成18年度実績） 国税庁の発表 11万7千 国税庁の発表 11万7千	16,000 （平成18年度実績） 国税庁の発表 58万7千 国税庁の発表 58万7千	
	目標利用率（％）	0.00％	0.02％	2％ 0.13％	3％	8％	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印	-			
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印	オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）			
	手 数 料	オンライン手続の場合	-	-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-	-			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-	-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-	-			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）			
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）	-				
上記項目以外のインセンティブ措置			-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 小売酒販組合等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定などにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他			-			-	

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.23

対 象 手 続		「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書					
年 間 平 均 申 請 件 数		187,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律7号）第91条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		酒類小売業者が未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続き。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	4,000 （税理士協会の普及を前提） 税理士協会の普及 13万7千件 税理士以外の普及 2,300件	5,000 （税理士協会の普及を前提） 税理士協会の普及 13万7千件 税理士以外の普及 1,300件	15,000 （税理士協会の普及を前提） 税理士協会の普及 13万7千件 税理士以外の普及 1,300件	
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.04%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
上記項目以外のインセンティブ措置			-				
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）				
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 小売酒販組合等に対して協力を要請				
そ の 他			-				

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.24

対 象 手 続		更正の請求書				
年 間 平 均 申 請 件 数		191,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		国税通則法（昭和37年法律第66号）第23条第3項等				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるなどの場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	10	31	4,000 （国・地方自治体の課税と関係） 課税標準の算出 80万件 課税標準の算出 80万件 164	6,000 （国・地方自治体の課税と関係） 課税標準の算出 115万件 課税標準の算出 115万件 164	15,000 （国・地方自治体の課税と関係） 課税標準の算出 368万件 課税標準の算出 368万件 164
	目標利用率（％）	0.01％	0.02％	2％ 0.09％	3％	8％
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		なし ただし、請求の理由に応じてその基礎となる事実を証明する書類		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		請求内容の適正性を確保するため必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-		-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.25

対 象 手 続		オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書（支払通知書） （及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		15,000 件 (318,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項2号・8号				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		オープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	0	290 （証券投資信託の申込みを前提） 証券投資信託の申込み 80万件 （うちオープン型の手続き 10万件） 7	440 （証券投資信託の申込みを前提） 証券投資信託の申込み 110万件 （うちオープン型の手続き 10万件）	1,200 （証券投資信託の申込みを前提） 証券投資信託の申込み 368万件 （うちオープン型の手続き 100万件）
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.05%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置			- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.26

対 象 手 続		株式等の譲渡の対価の支払調書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		30,000 件 (7,770,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項10号					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、株式等の譲渡の対価の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	5	570 （注）基礎情報の普及率を前提 認識基盤の普及率 53.7% 利用基盤の普及率 60.7%	880 （注）基礎情報の普及率を前提 認識基盤の普及率 11.7% 利用基盤の普及率 61.7%	2,390 （注）基礎情報の普及率を前提 認識基盤の普及率 56.7% 利用基盤の普及率 168.7%	
	目標利用率（％）	0.00%	0.02%	2% 0.07%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置	-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他	-			-			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.27

対 象 手 続		生命保険契約等の一時金の支払調書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		23,000 件 (5,814,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項4号・8号					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		生命保険契約等に基づいて支払う保険金や解約返戻金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	440 （認証基盤等の普及を前提） 18年度実績 18,271件 前年度比 37.0%増減 46,721件 1	670 （認証基盤等の普及を前提） 18年度実績 11,179件 前年度比 37.0%増減 46,721件	1,830 （認証基盤等の普及を前提） 18年度実績 9,647件 前年度比 37.0%増減 46,721件	
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置			-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50％以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他			-			-	